

学校いじめ防止 基本方針

いじめ防止基本方針

冷やかしゃからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難ないじめの事例が全国的に増加している。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷付き、悩んでいる児童生徒がいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童生徒たちが意欲を持って充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

北海道平取養護学校

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、当該児童生徒等の立場に立って行うものである。

2 いじめに対する基本理念

- (1) 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」と認識をすること
- (2) 「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校においても起こり得る」と認識をすること
- (3) 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」と認識すること

3 いじめの構造と動機

(1) いじめの構造

いじめは、様々な場面の人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じる。また、「いじめられる児童生徒」「いじめる児童生徒」だけでなく、「観衆」「傍観者」などの周囲の児童生徒がいる場合が多い。周囲の児童生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

(2) いじめの内容

いじめの内容には、次のものが考えられる。

- ア 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) いじめの要因

いじめの要因には、次のものなどが考えられる。

- ア 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
- イ 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団での、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識）
- ウ ねたみや嫉妬感情
- エ 遊び感覚やふざけ意識
- オ 金銭などを得たいという意識
- カ 被害者となることへの回避感情

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安に関わらず、北海道教育委員会又は本校「いじめ防止対策組織(生徒指導委員会)」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

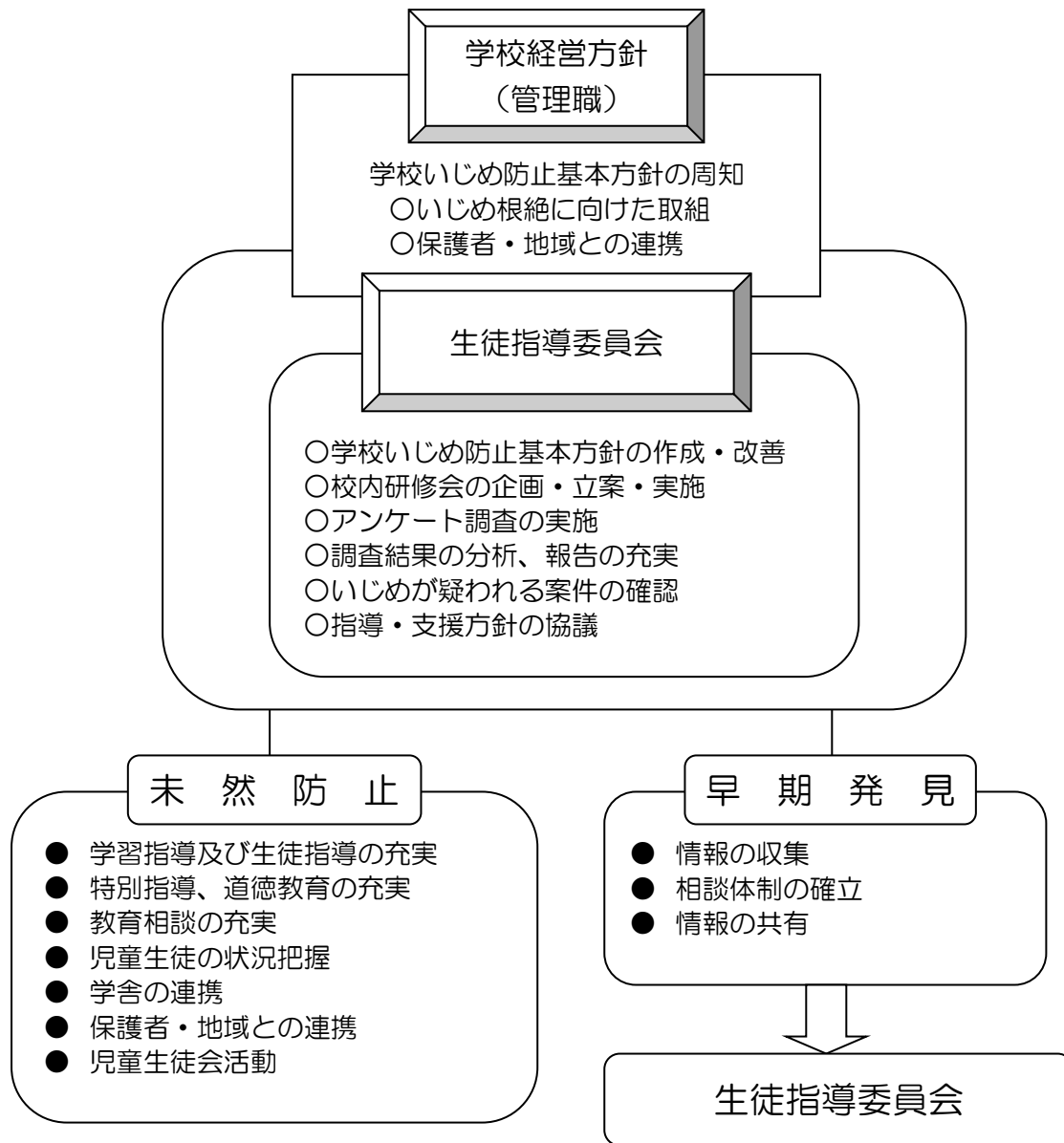
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止対策組織(生徒指導委員会)」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒及び加害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織対応

1 日常指導体制

学校いじめ対策組織（生徒指導委員会）

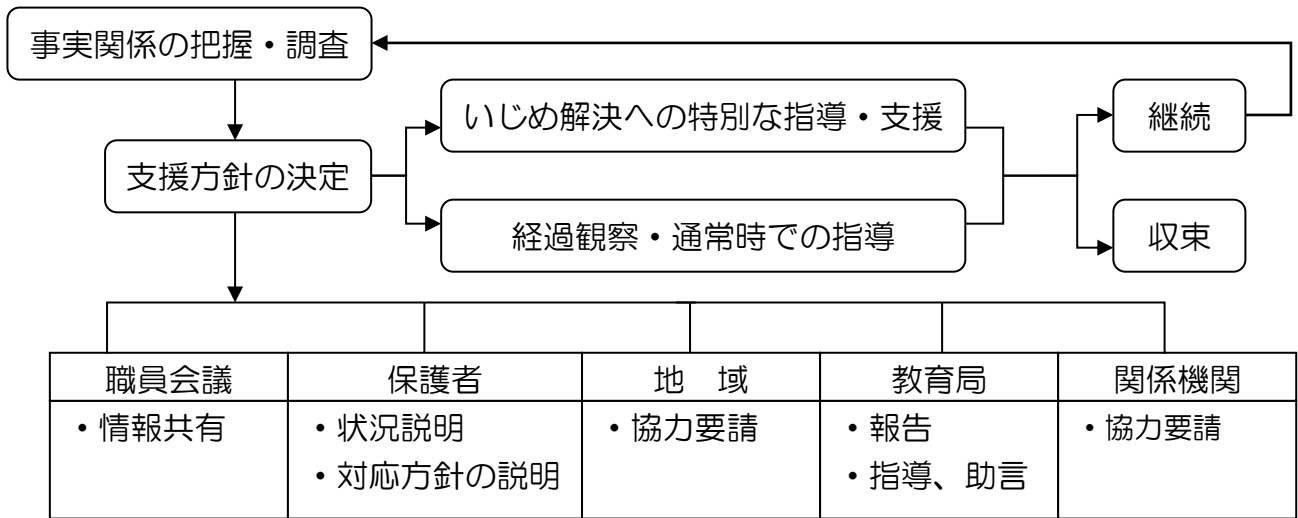
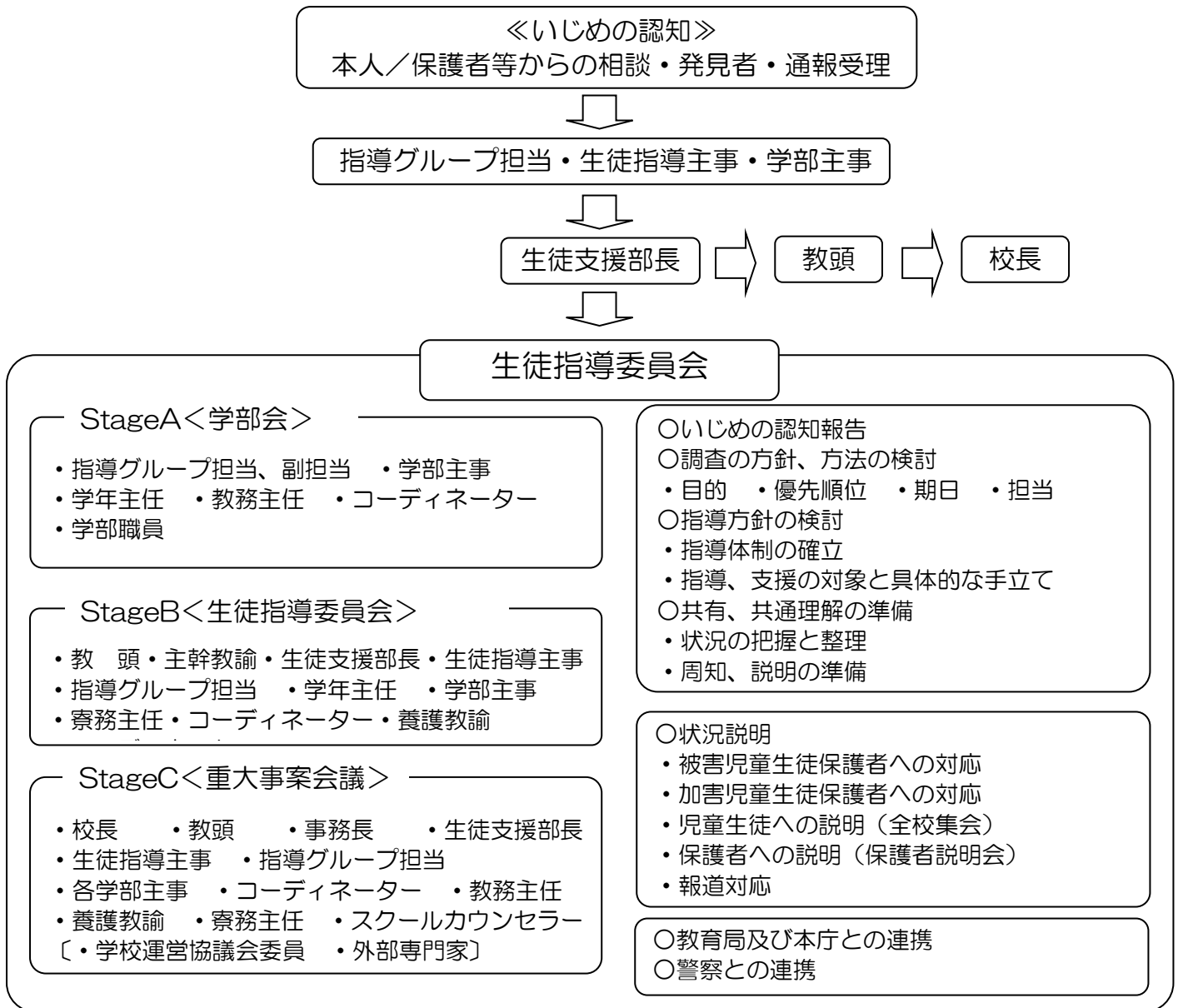
いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。



2 緊急時の組織対応

学校いじめ対策組織（生徒指導委員会）

いじめを認知した場合のいじめ解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。



Ⅲ いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

児童生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。そのため、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。

- (1) 児童生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に児童生徒への挨拶、言葉掛け、励まし、称賛、対話に努めるとともに、授業や行事等を通して個と集団への働き掛けを行う。
- (2) 児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。
- (3) 配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- (4) 児童生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
 - ア 温かい人間関係を構築する学級（指導グループ）経営
 - イ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
 - ウ 子ども理解支援ツール「ほっと」の活用
 - エ 小・中学部間や中・高等部間等の学部間の円滑な接続
- (5) 児童生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進する。
 - ア 学校行事等での異年齢間交流や地域の大人と関わる体験等の実施
 - イ コミュニケーション能力の育成を図る人間関係づくりの推進
- (6) 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進する。
 - ア 人権やアイヌ文化等について学習する機会の充実や実践成果の活用
 - イ 人権教育の推進
- (7) 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- (8) 児童生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- (9) 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
 - ア 性暴力防止に向けた取組の充実
 - イ 適切に SOS を出すことができる力を育む指導
 - ウ ネットトラブルに関する相談体制の充実

エ 全児童生徒への相談窓口紹介カードの配布

- (10) 児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- (11) 学校として「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア 性同一性障がいや性的指向・性自認についての教職員への正しい理解の促進と必要な対応についての周知
- (12) 「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア 交流及び共同学習の推進、障がいの特性や教育的ニーズや特性の把握
 - イ 保護者との連携
 - ウ 専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援
 - エ 外国につながる児童生徒に対する理解の促進と学校全体での注意深い見守り等の必要な支援
 - オ 被災児童へのケア
 - カ ヤングケアラー支援の研修の実施
- (13) いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。
 - ア 全校集会でのいじめ防止講話の実施
 - イ 保護者・地域住民への学校いじめ防止基本方針の周知
 - ウ 他校の教育実践発表会や道立教育研究所の研修講座への参加
 - エ 平取町生徒指導連絡協議会等の研修会への教職員の参加

IV いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

1 信頼関係の構築

- (1) 教職員と児童生徒が触れ合う機会・時間の確保
- (2) 学校いじめ対策組織（生徒指導委員会）等の組織における児童生徒に関する情報の集約、共有

2 情報の収集

- (1) 教員の観察による気づき（いじめ早期発見のためのチェックリストの活用など）
- (2) 養護教諭からの情報
- (3) 児童生徒や保護者からの相談、訴え
- (4) 家庭や寄宿舍での様子
- (5) アンケートの実施

アンケートは年間複数回実施し、実態に応じて質問項目の工夫や1人1台端末を活用して実施する。

(6) おなやみポストの活用

3 情報の共有

- (1) 報告経路の明示、報告の徹底
- (2) 職員会議等での情報共有
- (3) 要配慮生徒の実態把握
- (4) いじめアンケートの結果の公表
- (5) 寄宿舍との情報共有

4 教育相談の充実

- (1) 本人や保護者との定期的な面談の実施
- (2) いじめアンケートの結果を活用した個人面談
- (3) スクールカウンセラーとの連携
- (4) 相談場所の工夫、相談しやすい環境の整備
- (5) 相談に際して、当該児童生徒の状況や人間関係を踏まえ、通常の学習、生活に支障がないようにする配慮

5 相談窓口の設置

- (1) 児童生徒の実態から、相談の窓口は指導グループ担当とする。状況に応じて、児童生徒と関わりが深い教職員、学校いじめ対策組織（生徒指導委員会）の教職員が窓口となる。
- (2) 学校外の相談窓口（おなやみポスト、子ども相談支援センター）の児童生徒、保護者への周知を行う。

◇いじめられている児童生徒のサイン

場 面	サ イ ン
登校時・朝のSHR	<input type="checkbox"/> 遅刻や欠席が増え、理由を明確に言わない <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室やトイレに行くようになる <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ <input type="checkbox"/> 机の周りが散乱している <input type="checkbox"/> 教科書やノートに汚れがある <input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る
休み時間	<input type="checkbox"/> 昼食を所定の場所で食べない <input type="checkbox"/> ふざけている表情がさえない <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い <input type="checkbox"/> 友達との関わりを避ける <input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる <input type="checkbox"/> 衣服や持ち物が汚れている
放課後等	<input type="checkbox"/> あわてて下校する <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされている

◇いじめている児童生徒のサイン

サイン
<input type="checkbox"/> 教室で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている
<input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている
<input type="checkbox"/> 教師が近付くと、不自然に分散する
<input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

◇施設や家庭でのサイン

サイン
<input type="checkbox"/> 学校や友達のことを話さなくなる
<input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる
<input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする
<input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
<input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがある
<input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる
<input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
<input type="checkbox"/> 登校時になると体調不良を訴える
<input type="checkbox"/> 食欲不振や不眠を訴える
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る
<input type="checkbox"/> 成績が下がる
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする
<input type="checkbox"/> 持ち物に落書きがある
<input type="checkbox"/> お金を欲しがる

V いじめへの対応

1 児童生徒への対応

(1) 被害児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くというメッセージを伝え、いじめられている児童生徒に寄り添い、継続的に支援することが重要である。また、いじめ把握記録表やアセスメントシートなどを活用し、正確な情報収集や対応方針の可視化による職員間の情報共有を行う。

- ア 安全・安心を確保する。
- イ 心のケアをする。
- ウ 今後の対策について、共に考える。
- エ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- オ 温かい人間関係をつくる。
- カ スクールカウンセラー等による教育相談を行う。
- キ 十分な学習保障を行う。

(2) 加害児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめを行った児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。被害児童生徒だけでなく、加害児童生徒もケアが必要な存在であることを認識する。

- ア いじめの事実を確認する。
- イ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ウ いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
- エ 今後の生き方を考えられるようにする。

2 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- (1) 自分の問題として捉えられるようにする。
- (2) 望ましい人間関係づくりに努める。
- (3) 自己有用感を感じられる集団づくりに努める。

3 保護者への対応

- (1) 被害児童生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ア じっくりと話を聞く。
- イ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ウ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- エ 学校の対応や加害者への指導の進捗状況等について丁寧に説明を行う。

- (2) 加害児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ア いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- イ 加害児童生徒の行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- ウ 保護者の協力が必要であることを伝える。
- エ 何か気付いたことがあれば報告してもらおうよう協力を求める。

- (3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- ア 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- イ 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- ウ 学校としての対応やその進捗状況を丁寧に伝える。
- エ 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

- (1) 教育局及び特別支援教育課との連携

関係児童生徒への支援、保護者への対応方法並びに関係機関との連携等について助言を受ける。

(2) 警察との連携

「子ども健全育成サポートシステム」の協定により、札幌方面門別警察署と連携して、児童生徒の個々の具体的な情報について、相互に連絡を行い、必要に応じて協議を行うことで、非行の未然防止並びに犯罪被害の未然防止を図る。

ア 連絡対象事案

児童生徒の生命、身体又は財産に危害が及びおそれがあるなど、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案で警察署との連携が必要と認められる事案。

イ 警察に相談又は通報すべきいじめの事例

- ・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
- ・無理やりズボンを脱がせる。
- ・感情を抑えきれずに、はさみやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
- ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸、お尻を触る。
- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。物品を購入させる。
- ・他者の所持品を盗む。財布から現金を盗む。
- ・他者の所持品を壊す。
- ・無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- ・本人の裸などが写った写真・動画をWEB上で拡散すると脅す。
- ・WEB上で実名をあげて、身体的特徴を指摘し、誹謗中傷する。
- ・「死ぬ」と言ってそそのかし、その児童生徒が自殺を決意して自殺した。
- ・スマートフォンで性器や下着姿の写真・動画を撮影して、自分に送らせる。他者に転送したり、SNSにアップロードしたりして多数の者に提供する。

(3) 福祉関係との連携

ア 家庭の養育に関する指導・助言

イ 家庭での児童生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

ア 精神保健に関する相談

イ 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- (ア) フィルタリングの推奨
- (イ) 保護者の見守り

イ 情報教育の充実

「学級（ホームルーム）活動」、「総合的な学習（探究）の時間」、「特別の教科道徳」等を通して情報モラル教育の充実を図る。

ウ 教職員の研修

(ア) ネットいじめに関する講話（防犯）の実施

(イ) SNS の指導に関する資料の周知

(3) ネットいじめへの対処

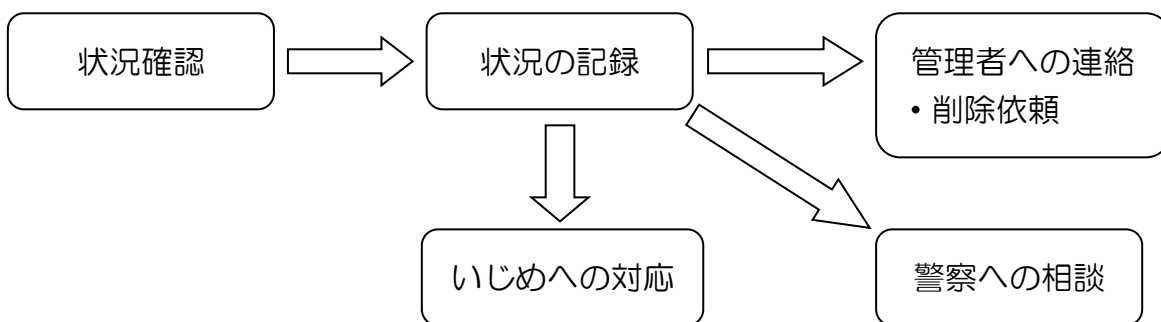
ア ネットいじめの把握

(ア) 本人又は保護者からの訴え

(イ) 閲覧者からの情報

(ウ) ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



VI 教職員の研修

(1) スクールカウンセラー等の外部専門家を活用し、いじめ防止に必要となる児童生徒理解を深めるための校内研修を行う。

(2) いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」の周知を行う。

(3) いじめ対応事例集の周知

VII 学校いじめ防止基本方針の周知及び点検・見直し

1 周知

保護者へ文書で周知を行うとともに、学校 Web ページに学校いじめ防止方針を公開する。

2 点検・見直し

保護者、学校運営協議会委員、教職員からの学校評価を踏まえ、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを行う。

VIII 重大事態への対応

1 重大事態の定義

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

ア 児童生徒が自殺を企図した場合

- イ 精神性の疾患を発症した場合
 - ウ 身体に重大な障害を負った場合
 - エ 高額の金品を奪い取られた場合
- (2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合
- ア 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - イ 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態時の報告・調査協力

重大事態が発生した場合、速やかに日高教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する「**北海道いじめ問題審議会**」が設置する**調査部会**による調査に協力する。

2 重大事態防止の取組

児童生徒の自殺予防の取組について

(1) 学校における未然防止・早期発見に向けた取組

ア 指導グループ担当や養護教諭を中心として児童生徒の健康観察や教育相談を実施する。(実態に応じて1人1台端末を活用して健康観察を実施する。)

イ 全教育活動を通して、命の大切さや心身の健康、温かい人間関係づくりに関する指導を行う。

ウ 児童生徒が自分の心の危機に気づき、周囲の人に相談する力を育む。(SOSの出し方に関する教育)

エ 「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする電話相談窓口やSNS等を活用した相談窓口について周知する。

オ 面談や保護者への連絡を通して児童生徒の様子を確認する。

カ 児童生徒に自殺を企図する兆候が見られた場合は、速やかに教育委員会と情報共有を図るとともに、保護者、医療機関等と連携し、命の危機を防ぐため万全の体制で対応する。

(2) 保護者に対する積極的な相談の促し

保護者に対して、家庭で把握した児童生徒の悩みや変化について、積極的に学校に相談することを周知する。

(3) 学校内外における見守り活動

保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を行う。特に警察との連携では、「学校・警察連絡員(教頭)」を通じて情報共有を図り、夜間・休日を含め緊密に連携して対応する。

(4) ネットパトロールの実施

Web上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つであるため、ネットパトロールを行う。また、長期休業明けの前後は、平常時よりも実施頻度を上げてネットパトロールを行う。

この基本方針は、令和6年8月28日から施行する。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

記入年月日	年	月	日
日常の行動や様子等			

(児童生徒氏名)

- 遅刻・欠席・早退が増えた。 ()
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 ()
- むやみにトイレなどに行きたがる。 ()
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見掛ける。又は、訪問する。 ()
- 教職員の近くにいたがる。 ()
- 登校時に、体の不調を訴える。 ()
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。 ()
- 交友関係が変わった。 ()
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 ()
- 表情が暗く（さえず）元気がない。 ()
- 視線をそらし、合わそうとしない。 ()
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。 ()
- 持ち物や掲示板等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 ()
- 体に擦り傷やあざができていくことがある。 ()
- 怪我をしている理由を曖昧にする。 ()

授業や給食の様子

- 教室にいつも遅れて入ってくる。 ()
- 集団に入りたがらない。 ()
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 ()
- 発言したり、褒められたりすると、冷やかしやからかいがある。 ()
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 ()
- グループ編成をすると、机を離されたり、避けられたりする。 ()
- 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。 ()
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 ()

放課後の様子

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している ()
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。 ()
- 一人で下校することが多い。 ()
- 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。 ()
- 部活動を休み始め、急に部活動をやめたいなどと言い出す。 ()
- 部活動の話題を避ける。 ()

いじめ把握（記録）

記録者：

【時間・場所】 いつ、どこで発生したか。

【関係人物】 誰が、誰からいじめられていると疑われる行為を受けたか。

【内 容】 どのような行為を受けたか、できるだけ詳しく。

【要因・背景】 動機やきっかけは何か、どのような状況だったのか。

【状 況】 現在も行為が継続しているのか。